

平成23年12月 9 日開会

平成23年12月 9 日閉会

# 平成23年三宅町議会 第4回定例会会議録

三 宅 町 議 会

## 平成 2 3 年 1 2 月三宅町議会第 4 回定例会会議録目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 招集告示                                | 1  |
| 会期日程表                               | 2  |
| 第 1 号 (1 2 月 9 日)                   |    |
| 出席議員                                | 3  |
| 欠席議員                                | 3  |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 3  |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                  | 3  |
| 議事日程                                | 4  |
| 議長あいさつ                              | 5  |
| 町長あいさつ                              | 5  |
| 開会の宣告                               | 5  |
| 議事日程の報告                             | 6  |
| 会議録署名議員の指名                          | 6  |
| 会期の決定                               | 6  |
| 議案第 4 4 号～議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 6  |
| 諮問第 2 号の上程、説明、質疑、採決                 | 14 |
| 一般質問                                | 16 |
| 渡 辺 哲 久 君                           | 16 |
| 松 田 睦 男 君                           | 21 |
| 廣 瀬 規矩次 君                           | 26 |
| 中 尾 正 巳 君                           | 29 |
| 植 村 ケイ子 君                           | 33 |
| 閉会中の継続審査について                        | 42 |
| 町長あいさつ                              | 42 |
| 閉会の宣告                               | 43 |
| 署名議員                                | 45 |

三宅町告示第 1 0 1 号

平成 2 3 年 1 2 月三宅町議会第 4 回定例会を  
次のとおり招集する

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 1. 招集日時 | 平成 2 3 年 1 2 月 9 日 金曜日 |
|         | 午 前 9 時 3 0 分 開 会      |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3 階 議会議場         |

平成 2 3 年 1 2 月三宅町議会第 4 回定例会

会期日程表

平成 2 3 年 1 2 月 9 日金曜日 1 日間

| 目次     | 月日曜日          | 開会時間         | 摘要    |
|--------|---------------|--------------|-------|
| 第 1 日目 | 1 2 月 9 日 金曜日 | 午前 9 時 3 0 分 | 定例会開会 |

平成23年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成23年12月9日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 渡 辺 哲 久 | 植 村 ケイ子 | 川 口 靖 夫 |
| 中 尾 正 巳 | 廣 瀬 規矩次 | 馬 場 武 信 |
| 松 田 睦 男 | 池 本 久 隆 | 辰 巳 勝 秀 |
| 梅 本 勝 久 |         |         |

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|        |         |           |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 町 長    | 志 野 孝 光 | 副 町 長     | 出 井 雅 史 |
| 教 育 長  | 田 畑 榮 一 | 総 務 課 長   | 中 川 章   |
| 健康福祉課長 | 東 浦 一 人 | 町民生活課長    | 西 岡 康 次 |
| 産業建設課長 | 岡 本 豊 彦 | 教育委員会事務局長 | 陰 山 尚 則 |
| 上下水道課長 | 松 本 幹 彦 | 幼 児 園 園 長 | 吉 井 五十鈴 |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 土 江 義 仁 | モニター室係 | 森 本 典 秀 |
| モニター室係 | 林 田 忠 男 |        |         |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 7 番 議 員 | 松 田 睦 男 | 8 番 議 員 | 池 本 久 隆 |
|---------|---------|---------|---------|

平成23年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成23年12月 9日 金曜日

午 前 9時30分 開 会

- |       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                           |
| 日程第2  | 会 期 の 決 定                                            |
| 日程第3  | 議案第44号 平成23年度三宅町一般会計第3回補正予算について                      |
| 日程第4  | 議案第45号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について                |
| 日程第5  | 議案第46号 平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について               |
| 日程第6  | 議案第47号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について                  |
| 日程第7  | 議案第48号 平成23年度三宅町水道事業会計第3回補正予算について                    |
| 日程第8  | 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9  | 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第10 | 議案第51号 三宅町暴力団排除条例の制定について                             |
| 日程第11 | 議案第52号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について                    |
| 日程第12 | 議案第53号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について                    |
| 日程第13 | 議案第54号 上但馬老人憩の家の指定管理者の指定について                         |
| 日程第14 | 議案第55号 三河老人憩の家の指定管理者の指定について                          |
| 日程第15 | 議案第56号 但馬老人憩の家の指定管理者の指定について                          |
| 日程第16 | 議案第57号 上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定について                       |
| 日程第17 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                       |
| 日程第18 | 一般質問について                                             |

---

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 定刻の時間にちょっと2分ほど早いんですけども、皆さんおそろいでございますので、会議を始めさせていただきます。

本日、平成23年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては公私ご多用の中ご出席を賜りまして、心から敬意をあらわす次第でございます。

本日提出されております議案につきましては、平成23年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを初めとする議案14件、諮問1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決を達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成23年12月三宅町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成23年度一般会計第3回補正予算案をあわせ補正予算案5件、条例の制定及び改正案3件、指定管理者の指定6件、人事案1件をご提案申し上げ、ご審議いただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

---

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成23年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

---

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により 7 番議員、松田睦男君、8 番議員、池本久隆君の 2 名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の 1 日間とすることに決定いたしました。

---

◎議案第44号～議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君）　これより議事に入ります。

お諮りします。

日程第 3、議案第44号　平成23年度三宅町一般会計第 3 回補正予算についてより、日程第17、諮問第 2 号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略し、議案14件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

それでは、議案第44号 平成23年度三宅町一般会計第3回補正予算案についてからご説明申し上げます。

まず、歳出人件費については、職員の共済組合負担金に係る負担率の増加等による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額としては1,660万円の増額となっております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費においては、心身障害者医療費助成事業の決算見込み及び精算額確定により60万3,000円、障害者自立支援事業の給付者の増加により365万2,000円、老人医療費助成事業費の決算見込みにより145万5,000円、消費生活相談事業講座受講料として3,000円、国民年金情報提供システム事業費として11万2,000円、総合センター費において消防点検結果による消火器入れかえのため6万6,000円、後期高齢者広域連合会への支払い確定等により369万8,000円の増額をおのの行っております。項2児童福祉費においては、乳幼児並びに母子医療費助成事業において事業の確定により160万8,000円の増額、幼児園費においては児童数の増加による給食委託料83万6,000円の増額を行っております。

款4衛生費においては、保健福祉施設あざさ苑において施設等の修繕費317万7,000円の増額補正を、国保中央病院に係る負担金において基準額の一部が変更されたことに伴い31万9,000円の増額を行っております。

款8土木費、項1道路橋梁費においては、道路の維持補修修繕費として10万円の増額、緊急雇用創出事業費の調整として26万8,000円の増額を行い、項3都市計画費では公園の施設修繕費として75万6,000円の増額を行ったものであります。

款9消防費、項1消防費においては、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償責任共済費の負担として、山辺広域行政事務組合消防費追加負担金として109万5,000円の増額を図っております。

款10教育費、項5社会教育費においては、文化ホールの雨漏り修理を行うべく、修繕費に49万5,000円の増額を図っております。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、32万5,000円の増額を行っております。

次に、歳入につきましては、款8地方特例交付金においては交付金額の確定により223

万4,000円の増額、款9 地方交付税については、普通交付税の確定及び東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償責任共済費に伴う特別交付税の増額に伴い112万7,000円の増額を行っております。

款12使用料及び手数料においては、決算見込みにより総務手数料で63万円の増額を行っております。

款13国庫支出金及び款14県支出金においては、民生負担金で障害者自立支援事業費に係る給付費273万9,000円の増額及び国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分として8,000円の増額、民生委託金で国民年金情報提供システム事業費に係る事務費等交付金11万2,000円の増額、総務補助金で緊急雇用創出事業交付金として44万7,000円の増額を行っております。

款17繰入金、財政調整基金繰入金においては、今回の補正予算の一般財源の確保として2,600万円の繰り入れを行う増額補正を図っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの3,516万8,000円を増額し、予算総額を36億760万7,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第45号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案については、歳出の諸支出金で、平成18、19年度の調整交付金超過交付分の返還金が発生したため226万4,000円の増額を行い、予備費にて同額の減額を行い予算調整しております。

以上により、今回の補正額は、歳出においておおの組みかえ補正を行っており、補正予算額としては増減を相殺しているためございません。

議案第46号 平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入において保険基盤安定負担金の一般会計からの繰入金として1万円の増額、歳出において後期高齢者医療広域連合会への負担金1万円の増額を図っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの1万円を増額し、予算総額を7,949万7,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第47号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳出で、居宅介護サービス給付費で1,000万円、計画給付費で100万円の減額、地域密着型介護サービス給付費で750万円の増額、介護予防サービス給付費で350万円の増額補正につきましては、おおのサービスの給付費の受給者数の増減によるためものであります。なお、2次予防事業の対象者把握事業については、地域支援事業実施要綱の改正による32万3,000円の増額と、健診の実施方法の見直しに係る健診対象者減少による32万3,000円

の減額補正を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳出においておのおの組みかえ補正を行っており、補正額としては増減を相殺しているためございません。

議案第48号 平成23年度三宅町水道事業会計第3回補正予算案については、款21水道事業費において、構築物修繕費において65万1,000円の減額を行い、人件費で異動等における予算調整と共済組合負担金に係る負担率の増加等により65万1,000円の増額を行ったものであります。なお、水道事業会計においても、歳出においておのおの組みかえ補正を行っており、補正額としては増減を相殺しているためございません。

議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年8月23日付でスポーツ振興法が全面改正されスポーツ基本法が制定されたため、同法条文中の旧「体育指導委員」が新「スポーツ推進委員」に名称が改正されたことに伴い、9月教育委員会で三宅町体育指導委員に関する規則の一部改正が行われ、ついで、体育指導委員の報酬額が明記されている町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を「スポーツ推進委員」に改正する必要があるため、条例の一部改正を行うべく提出いたしました。

議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年9月30日、人事院では国会と内閣に対し、平成23年度の一般職国家公務員の給与について、月例給を職員全体で0.23%引き下げ、期末勤勉手当の現行の年間3.95月のまま据え置くこととする内容の勧告が行われましたが、平成23年10月28日の閣議において、一般職国家公務員の給与額を平均7.8%引き下げるとする国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の早期成立を期し、本年の人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないことが正式決定され、これに伴い人事院勧告の実施見送りという異例の事態となりました。

しかし、人事院の給与改定の勧告は民間給与との較差に基づく給与改定であることから、本町では、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた俸給表の引き下げ改定を行うため、議会の議決を求めるべく提出を行ったものであります。

議案第51号 三宅町暴力団排除条例の制定については、暴力団は近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実体を隠ぺいしながら建設業、不動産業、金融・証券市場へと進出し、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得

活動を活発化させている。住民や地方公共団体、関係機関、事業者との連携を一層強化し、社会が一体となった取り組みの充実と徹底を図り、暴力団の孤立化を推進する必要がある。こうした必要性により、昨年4月から全国的に暴力団排除条例が施行され、奈良県においても暴力団排除のため施策を幅広く盛り込んだ奈良県暴力団排除条例が公布され、本年7月1日から施行される運びとなりました。

そこで、当町においても、県条例の方向性や施策と整合を図った上で、暴力団に真に打撃を与え、暴力団を封じ込めるための暴力団排除活動に係る施策を推進し、三宅町民の安全で平穏な生活を実現するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与するため、このたび条例の制定を行うべく提出いたしております。

議案第52号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について、議案第53号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第54号 上但馬老人憩の家指定管理者の指定について、議案第55号 三河老人憩の家指定管理者の指定について、議案第56号 但馬老人憩の家指定管理者の指定について、議案第57号 上但馬団地老人憩の家指定管理者の指定についてまでの6議案は、現在の指定管理期間については平成24年3月31日までであり、平成24年4月1日以降の指定管理者については、公の施設の管理運営業務を効果的及び効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び三宅町老人憩の家設置条例第6条第1項の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項及び三宅町老人憩の家設置条例第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるべく提出を予定しております。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要説明でありますので、議員各位におかれましてはご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、議案第44号 平成23年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第16、議案第57号 上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定についてまでの議案14件を一括議題とし、質疑を許します。

渡辺議員。

○1番（渡辺哲久君） 議案第53号の三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてにかかわって総括質問を行います。

質問の内容は、三宅町デイサービスセンターの指定管理の今後の募集要項に、指定管理の要件として、介護保険事業によって相当程度収益が上がっている場合には三宅町に

還元していただくことも可能と考えますが、三宅町としてこうした点について今後検討する考えはありませんかということです。

質問の理由を述べます。

現在、あざさ苑3階の三宅町デイサービスセンターは、介護保険制度に基づくデイサービス事業をその場で運営する医療法人清和会が指定管理者として管理しています。既に11月に指定管理の公募が行われ、引き続き医療法人清和会が指定管理者候補になったと聞いています。

2001年の開設以来、医療法人清和会が介護保険法に基づくデイサービス事業を運営してきました。事業開始から10年を経て、三宅町デイサービス事業は利用者も多く、安定した事業に育ってきたと見えます。三宅町の保健福祉施設にあり、三宅町民にとって身近な存在であること、医療法人清和会の運営の努力によるものと思います。

介護保険制度に基づく事業の中でも、デイサービス事業は一定数の利用者が集まれば他の居宅支援の事業に比べて経営効率がよい事業と言われています。そこをねらって民間事業者でも自前でデイサービス事業に参入する動きが相次ぎ、過当競争ぎみで撤退する事業所もあると聞きます。そうした中で、三宅町デイサービス事業は良好な経営状態にあることが推測されます。

事業を立ち上げていく当初は、利用者の確保など事業経営の基盤を構築していく過程でのリスクもあり、指定管理の要件においても最低限の実費負担とすることはやむを得なかったと思いますが、経営が安定してきた今、町が公費で建てた建物で指定管理者として収益の見込める事業を行うので、事業で生み出された利益を幾ばくかでも三宅町に還元していただくことは考えられないのでしょうか。もちろん、指定管理の事業のもとで働く労働者の処遇を悪化させることがないように、十分な配慮が必要です。

なお、現在は水光熱費、保守管理費用等で実費負担が行われていますが、これは事業の実施に必要な経費なので当然だと思います。

民間事業者が自前でデイサービス事業を立ち上げる場合は、土地や建物の購入、建設費または賃借料や、設備の購入費用、施設・設備のメンテナンス費用、老朽化と建てかえに備えた固定資産の減価償却費用など多くの費用がかかります。実際に、上但馬団地の旧集会所に4年前に開設された小規模多機能型居宅介護事業ぽかぽかでは、改修費2,400万はすべて設置主体である社会福祉法人ひまわりが全額負担し、ただしそのうち1,300万は日本財団の補助金ですが、また、その改修費2,400万を確保するために500万円

の借入れをし、今も返済を続けています。

三宅町デイサービス事業においては、事業立ち上げのリスクは医療法人清和会に担っていただき感謝するところではありますが、建物、設備の初期費用での負担は基本的に三宅町が負うことにより、その労に報いてきたと思います。10年を経た今、見直してよい時期であると考えます。

今すぐ結論が出ることではないかもしれませんが、公的施設の指定管理について、これまでのあり方にとらわれず、長期的な視野に立って今後のあり方を考えてみるときだと思い、以上、質問します。

終わります。

○議長（梅本勝久君） 東浦健康福祉課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） ただいまの渡辺議員のご質問にお答えいたします。

初めに、指定管理制度におきまして利用料金制を活用し、指定管理者が経営努力により経費の削減や利用者の増加を図った結果利益が生じましても、自助努力による利益は原則としましては指定管理者の収益となります。

今回の指定管理者の募集におきましても、指定管理者の経営努力により生み出された利益につきましてはインセンティブ効果が発揮されますよう利益の還元は求めておりませんが、従来からの追加変更事項としましては、リスク分担並びに施設の修繕区分の明確化、損害賠償保険の加入の見直し、個人情報保護の明確化等がございます。

さて、今後のあり方としましては、三宅町デイサービスセンターの指定管理に関して、相当程度の収益が上がっている場合は町に還元させることを今後の募集要項で検討してはどうかとの渡辺議員のご質問でございます。

利用料金制によりまして指定管理者の得る利益が当該施設の管理業務及び経理の状況から客観的に見て過大であると認められる場合には、例えば町への収益の還元の方法としましては、人材の確保並びにサービスの内容の充実等を図ることや、収益の一部を本町に還元等していただくことも可能ではないかと考えられます。

ただし、指定管理者の経営努力によって生じた収益を納付させることにより、インセンティブが機能しなくなったり、より以上の経費削減により雇用者の労働条件が過度に下がることも避けなければなりません。

今後のあり方としましては、次回の公募までに、これまでの運営実績、同種類似施設の収益状況等を勘案し、公募の際に本町から具体的な収益の還元内容等を提示したり、

応募者により収益の還元内容等を提案させることができるよう検討の上、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第44号 平成23年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認め、採決いたします。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第45号 平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について、日程第5、議案第46号 平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてまでの2件を一括採決します。

本2件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第47号 平成23年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について  
を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第48号 平成23年度三宅町水道事業会計第3回補正予算についてを採  
決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第10、議案第51号 三宅町暴力団排  
除条例の制定についてまでの3件を採決します。

本3件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第11、議案第52号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてよ  
り、日程第16、議案第57号 上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定についてまでの  
6件を採決します。

本6件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本6件は可決決定することといたしました。

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員が平成24年3月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦を行うことにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 \_\_\_\_\_。

氏名 上松敏子。

生年月日 \_\_\_\_\_生まれ。

再任であります。ご推薦のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

松田議員。

○7番（松田睦男君） いろんな委員の推薦について、故坂東議員からも何回か指摘がありましたが、そういう方の再任であっても新任であってもやはりちょっとレポート等出していただいて、再任だったら今までこういうことをしたとか、またこういうことをしたいとか、そういうこともできるようにという意見が今までありました。その後、一回もそれは実施されておりましたが、そこら辺についてはどうお考えなのでしょうか。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 何度もそのようなご質問は松田議員のほうからも行われていたと思います。その都度、全員協議会等でお伝えできる範囲、必ず人事案件についてはお伝えしておりますので、この上松さんの件につきましても先般行われました全員協議会でお話をさせていただいています。

松田議員にとりましても、その席上何らご質問等はございませんでしたと私の記憶にあるところでございます。もし今おっしゃれたようなことがございますならば、その席でお話をいただければご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 松田議員。

○7番（松田睦男君） 町長の言われることは理解できないことでもないんですが、やはりそういう意見がたびたび出てきておるんで、できましたら口頭だけでなく、私はこういうふうに取り組んでいきたいとか、そういうふうにご本人の口から聞きたいということ言うておるわけでございまして、別に回答は結構です。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（梅本勝久君） 日程第18、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。  
今期定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

#### ◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（梅本勝久君） 1番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

質問の内容は、施設の有効活用の公募の対象、時期についてです。

三宅町第2次集中改革プランの改善・改革取り組み事項として施設の有効活用が挙げられていますが、1番、賃貸を計画している施設、2、賃貸する施設の用途、3、公募の対象者の要件、4、公募の時期、手順について、既に検討されていることがあれば示してください。

質問の理由を述べます。

三宅町第2次集中改革プランの強化改革事項の1に遊休財産の処分及び施設の有効活用が挙げられ、改善・改革取り組み事項として施設の有効活用が挙げられています。9

月の議会で町長からも、遊休財産の処分及び施設の有効活用が第2次集中改革の柱であるとの説明がありました。私も、時宜にかなったよい提案であると思います。限られた資源ですので、三宅町第3次基本構想に示された三宅町の未来に役立つような有効活用になることを願っています。また、行政と町民が協働して町づくりを担う新しい公共への糸口になることを期待しています。

奈良県でも、国の新しい公共支援事業の交付金を受けて、平成23年度から24年度に奈良県新しい公共支援事業として、新しい公共の担い手となるNPO等の民間団体の自立的活動を後押しするために支援施策を実施するとし、以下のように述べています。

奈良県協働推進課のホームページより引用します。新しい公共の担い手とは、地域の諸課題の解決のための社会的活動について自発的、主体的に参加する市民、NPO、企業等であり、従来から公を支えてきた地域等の主体とともに公を支えていくものをいいます。支援事業の対象は、主に人的、財政的基盤が脆弱な特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（いわゆるNPO等）であり、自発的、主体的に運営する組織を対象とします。

町有財産の賃貸ですので当然公募が行われると思いますが、施設の用途についても、行政サイドの企画、検討はもちろんですが、応募される人たちの提案に耳を傾けることで、住民の知恵をおかりすることが可能になります。

住民との協働の町づくりに資するために、町会議員として果たすべき役割もあると思いますので、現段階で検討されていることがあればお聞かせ下さい。

2つ目の質問です。高齢者の居場所づくりについて。

高齢者を支える最大の力は、長く暮らした地域での人のつながりです。高齢化が進むと人のつながりは住民だけの力では維持できず、行政からの支えが必要です。三宅町の第3次基本構想を実現していくために、3年先、5年先を見据えた積極的な施策が必要です。具体的なプランまでは求めませんので、基本的な考え方のレベルでよいので、町長のお考えを聞かせてください。

奈良県の全額助成により、この秋から伴堂自治会を主体として地域での見守り機能をあわせ持つ高齢者の居場所づくりの整備事業が三宅町でも始まりました。こうした事業が広がっていくことを私は願っています。

9月に議員研修で訪問した鹿児島県薩摩川内市大馬越地区では、大馬越地区コミュニティ協議会が主体となり、活発な活動が展開されていました。山間地の350世帯の小さな

村で、高齢化も進んでいます。人口は800人弱、高齢化率が40%を超えるというようなところでは、コミュニティーセンター、かつての公民館を拠点に自治活動部会、青少年部会、健康福祉部会、環境地域作り部会の活動が展開されています。お祭りの運営、世代間交流、高齢者のサロン、地域特産品づくりのしそっぷ物語、ホタルの夕べの開催と、びっくりするほど多彩な活動です。協議会の活動を支えるために、コミュニティーセンターには2名のスタッフが置かれています。1名は月17日勤務の薩摩川内市の嘱託職員、もう1名はコミュニティ協議会が雇った月14日勤務のスタッフです。こうした公的なバックアップがなくしては、こうした活動は維持できなかったでしょう。今後高齢化の速度が速まるであろう三宅町でも大いに参考になる取り組みでした。

現在、三宅町の高齢化率27.3%というふうに聞いています。全国平均が22.3%ぐらいなので、かなり先をいっているというのが今の現状です。

ぜひとも必要な事業であると私は考えますが、財源をどこからつくるか、住民との協働の仕組みづくりをどう進めるか、解決しないと具体化できません。

一方で、平成22年度の一般会計決算を見る限り、かつての小泉・竹中改革のときのよな国の地方交付税の大幅な削減が再び襲わない限り、いましばらく将来を準備する時間の猶予があります。交付税削減で財政破綻のふちに立たされた第1次行政改革は、職員人件費削減を初めとする支出削減に集中するほかありませんでした。引き続き第2次集中改革が進められていきますが、そのプランには将来に向けた前向きなステップも示されています。改革・改善取り組み事項の住民の自主的活動の支援では、官と民の協働で新サービスの構築を模索し、住民が元気よく生活できる町づくりを目指した、理解と協力をもって進めることができる支援体制の構築を行うと述べています。

高齢者がなじみの人間関係でつながり、気軽に集まれる居場所づくりを進めていくことは、今後の高齢者支援のかなめに位置する事業であると思います。町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1番、渡辺議員のご質問の第1点目の施設の有効活用の公募の対象、時期についてであります。

第2次集中改革プランの中で挙げました施設のうちに、上但馬共同浴場につきまして施設の老朽化もありまして基本的に施設を除却し、売却していく方向でございますが、

今後、よい相手先があるようでしたら、必要に応じまして施設の賃貸についても検討してまいりたいと考えております。

また、上但馬乳児園につきましては、施設の有効活用として賃貸を行っていく方向で調査研究しているところであります。今後、賃貸していくための手続といたしましては、乳児園の廃園届け出等を申請いたしまして、その後、行政財産の用途廃止の手続を進める計画でございます。そして新しい公共の担い手になるべき借り主を広く求めていきたいと、このように考えております。

なお、議員のご質問が公募による有効活用を趣旨としておられることから、文化ホール、そして公民館は今回の回答の対象外とさせていただきます。

続きまして、2点目の渡辺議員の高齢者の居場所づくりに係るご質問についてお答えを申し上げます。

我が国において少子高齢化が急速に進行する中で、三宅町第3次基本構想を実現し、高齢者が住みなれた地域で過ごしていくためには、行政と地域の協働による地域づくりが必要であると考えております。

地域づくりについて、渡辺議員は薩摩川内市大馬越地区コミュニティ協議会を例として挙げられておられます。薩摩川内市が離島を含む大型広域合併等に、多様な地域地縁組織を包括した新たな住民自治組織の活動として、市内全48地区に設置された地区コミュニティ協議会の一つであり、国のモデル事業等により共生、協働の地域社会づくりを積極的に進められ、コミュニティの再生全般に取り組んでいるようでありますが、コミュニティの再生やその中の高齢者の居場所づくり等につきましては、行政サービスの充実には限界がありまして、民間企業の新たな参入による地域活性化も期待できない状況では、薩摩川内市が実施されていますように地域住民みずからが協力して地域の課題に積極的に取り組んでいき、それを行政が補助金等の支援メニューをふやし、活動を支援していくということが、今後の一つの方向性としてあるのではないかと考えております。

このことに関しまして三宅町では、第3次基本構想中におきましてはコミュニティの充実で、また第2次集中改革プランの中におきましては住民の自主的活動の支援でまとめており、今後の課題としてとらえております。

さて、高齢者の居場所づくりににつきましては、ご質問の中にもございました奈良県の補助事業である地域の居場所づくり推進事業を本町においても本年度に実施しておりま

す。この事業は、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って過ごせるように地域活動の拠点を整備するとともに、生きがいづくりや日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るものでございます。本事業の募集時に「次代の町づくりのあり方を探る」を目的に申請された団体がございました。実施団体の抽せんにおいては選外となりましたが、事業の企画、発想に関しまして、規模の違いはあるものの大馬越地区コミュニティ協議会の考え方に通じるものがあり、潜在的な地域力が認められるものでございました。

三宅町においても、行政と地域の協働によりまして、財源を確保しつつ、老人憩の家や公民館等の施設を有効活用するとともに、介護保険制度における介護予防事業等を効率的かつ効果的に実施してまいりたいと、このように考えております。

○議長（梅本勝久君） 渡辺議員。

○1番（渡辺哲久君） 1点目の施設の有効活用の方、ご回答ありがとうございます。ご回答の内容で大体理解できました。

2点目の高齢者の居場所づくり事業について、回答していただいた内容はそれで納得できますが、一つ、これから先それを具体的にどういうふうに進めていくのかということでご質問します。

例えば、県内でもよく新聞報道なんかで高齢者の居場所づくり事業に値すると思われるような、主には地元の人たちが有志で集まって、そこに何か公的な補助がある場合とない場合とありますけれども、そういうところはたくさんふえてきています。そういうところをいろいろ見学しながら政策立案の素材にしていくということで、私も議員としていろんなところに勉強させていただこうと思ってはいるんですけども、なかなか実際に私が政策立案とか予算化していくわけではありませんので、行政の職員さんもぜひそういう現場に赴き、その評価、いい点、悪い点、足りないところ、問題になりそうなところ、そういうところを洗って、どんな政策がいいのか研究していく、そういうことをぜひ担当課の中でも進めていただけないかというふうに思っています。

私たち議員のほうも勉強しますが、行政サイドでも研修や現場の視察や研究を通して、より具体化できるような論議をこれから重ねていただきたいと思います。そういう職員レベルでの調査研究ということについて充実していただけないかということで、お考えをあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君） 東浦課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） ただいまの渡辺議員のご質問で、職員レベルでの検討を

しなさいということですのでけれども、現在、健康福祉課長寿介護グループでは包括支援センターというものがございまして、その中で、これまでは介護予防事業につきましてはあざさ苑なりに来てくださいますということで、わざわざ各大字よりお越しいただいて事業を進めておりましたが、今回、介護保険の計画の中でもいろいろ次期計画を検討しております、その中で委員さんから、もっと役場のほうから出て行って、それぞれ住民さんのニーズなどを掘り起こしてはどうかというご提案がございましたので、現在、包括支援センターの出前講座ということで、保健師なりケアマネジャーなりが出ていきまして、少人数のところでも呼びがあれば役場のほうからそちらへ出かけて行っていろいろな制度等を説明させていただくということや、また、例えば健康体操や口腔の衛生の教育などさせていただくということを実際この秋以降させていただいています。その中でいろいろ住民の方々の意見を聞き取りしまして、それをまた介護保険なり高齢者施策の中へフィードバックさせていただくということで取り組み始めているところでございますので、今後、それをもっと充実させていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） よろしいですか。

○1番（渡辺哲久君） はい。

○議長（梅本勝久君） 渡辺議員の一般質問を終わります。

---

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田睦男君。

○7番（松田睦男君） 議長の許しを得ましたので、町長のマニフェストについての質問をさせていただきます。

三宅町民がさきの選挙で町長の若さと夢に希望を託し、町長が当選されてからはや3年数カ月がたちました。議員1期目、就任1年後で町長に就任され、ご苦労も多かったのではないのでしょうか。行政の難しさ、またおもしろさもわかってこられたことと思います。

さて、選挙時に掲げられましたマニフェスト（公約）について私が高く評価していることは、私が議員になってから幾度となく議会の一般質問で取り上げてまいりました。国旗掲揚、君が代斉唱、ラジオ体操が小学校で実施されるようになったことです。また、

安全上問題のあった通学路については、石見駅から西の方へ改善しつつあります。町長の強いリーダーシップがあったからと思っております。地域の方々からも、よくやっていると評価する多くの声をいただいております。

さて、その一方、財政面ではまだまだ無駄があるように思います。例えば、町職員みずからが職場の清掃をするなど経費節減策を実行し、一、二年で財政の立て直しに成功した市町村の例が幾つもあります。財政再建、特に支出削減策についてはまだまだ取り組む余地があるように思います。この点について、町長のマニフェストに基づいた達成度、自己評価を述べていただきたいと思います。

2点目には、マニフェスト全体について達成度は何%ぐらいでしょうか。達成度を踏まえ、来年7月に予定されている町長選に再出馬の意志があるかどうかもお答えいただきたいと思います。

回答いかんでは自席から再質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 7番、松田睦男議員の町長のマニフェストについてご回答申し上げます。

議員が質問で述べられているように、歳出の削減については官民間問わず重要視されてきた部分でございますが、本町においても平成18年度より実施してまいりました第1次集中改革プランに基づき、特に歳出の削減において一定の成果を上げてまいりました。また、この第1次集中改革プランが平成22年度で終了いたしましたので、その検証をしながら次の第2次集中改革プランの作成に着手をいたしまして、その中でも強化改革事項として歳入の増加を図るべく、この10月よりスタートを切りました。

では、ご質問にございますマニフェストに基づいた達成度はどのようになっているかについてご回答申し上げます。

1点目の「財政再建」の1つ目、ゼロベースからの財政再建につきましては、過去に実施された部分においては特にさまざまな話が出てまいります。自分自身ができる限り経緯の勉強はいたしますが、今の判断はこうであるという答えをとにかくゼロベースからつくり上げること、この考えは今でも全く変わっておりません。

2つ目の町民としての義務の遂行については、納税率の向上、徴税・集金業務の一本化、外部徴税システムの模索について、従来の住民税、固定資産税、軽自動車税、たば

こ税等の税担当グループの収納滞納業務に加え、国民健康保険税の収納滞納業務の一本化を行ったことにより、国民健康保険税の滞納額解消と町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税においては平成21年度決算対前年度比で1.0%アップ、平成22年度決算対前年度比において1.1%アップとなっております。外部徴税システムの模索につきましては、県が推し進めるさまざまな連携や一部事務組合などによる広域連携において模索中でございます。

3つ目の歳入増加への取り組みにつきましては、本当に長期の計画となりますが、本町の玄関口となります石見駅周辺整備、また京奈和自動車道三宅インターチェンジ並びに大和中央道拡幅に伴う町づくりによる住民の定住、企業の誘致が重要となってまいります。また中短期取り組みにおいては、遊休地の有効活用並びに土地の売り払いの推進、公式ホームページでのバナー広告や広報紙での広告収入等の取り組みも成果を出しております。

4つ目の市町村合併の推進につきましては、現在その構想はございません。

2点目の「誇りを育む『教育』の実現」の1つ目、地域の力をおかりした「誇りを育むプロジェクト」の策定については、学校支援ボランティアの充実により、例えば、小学校の鉄製さくのペンキの塗りかえのお手伝い、幼稚園での農作物の栽培並びに収穫、こんにゃくへの調理・食育体験、子供体力測定のお手伝い、果樹の剪定、グラウンドのトラックラインの交換など、幅広くご協力をいただいております。

そのほか、2世帯、3世帯、またそれ以上の世帯の同居する世帯が減少する中で、各ご家庭や地域で語り継がれてきた民話などの継承がなくなると考えましたので、後世に長く三宅町内の話を伝承すべく、三宅町の民話本を作成し配布を始めました。1、2作目については、子供たちや住民の皆様への配布と同時に、テレビや新聞で取り上げられたことを契機に北海道を初め町外からも多数引き合いがあり、三宅町のPRにとお配りいたしましたところであります。今年度も第3話「雷の落ちない神社・小柳」の民話を作成いたしましたので、今後配布を行ってまいります。また、民話が紙芝居になり、地域の皆様方によるグループが形成され、幼稚園や文化祭、磯城の里奈良盆地のへそウオークなどにおいて地域の子供たち、住民の皆様、イベントにご参加の多くの皆様方に披露され、三宅町のよさを多くの方々に広めていただいております。

かわいい赤ちゃんをコンセプトにした町の公式キャラクターみやっぴーは、その愛らしさから幼児を初め大人まで非常に人気があり、町内外でもその名は定着しつつありま

す。

あざさの花普及活動につきましては、平成21年10月にアザサの花を町の花に認定し、1300年祭事業として町内希望者の皆様方にプランターに入れお配りし、町内に広めてまいりました。また、町内各所に町や地域のボランティアの方々のお力をおかりいたしましてあざさの池をつくりました。9月議会では、ボウフラの対策について他の議員からドジョウを池に入れると効果があるとのアドバイスもあり、先日、ドジョウを池に放流しました。

そのほか、小学校こども「夢」事業の実施、組合立ではございますが、中学校の職場体験学習への協力、また中学校では修学旅行時に漁業、農業等を営まれているご家庭とのタイアップによりまして各ご家庭にお世話になり宿泊、職業を体験する取り組みも行っております。

以上のことから、さまざまな方面のお力をおかりいたしまして、子供たちが生まれ、また生活するこの三宅町への誇りや郷土愛を持ってくれる取り組みを行っております。

2つ目の学童・放課後学級の充実においては、当町においては低学年の受け入れにとどまらず高学年までを受け入れする体制を継続し、学童保育入所希望者の増加に対応すべく定員をふやし、定員増加に対しましてはアルバイト、夏季の指導員の増員にて対応いたしまして、障害をお持ちのお子様の受け入れに対しましても障害児童受け入れ推進事業により指導員の加配を行うなど、充実強化を図っております。また、今年度から新しく総合センター事業に和太鼓教室も加わり、学童に参加している子供たちが生き生きと活動してくれております。

3つ目の幼・小一貫した方針による教育の実施については、教育長を中心に幼稚園、小学校の管理職の意見交換、学校評議員の皆様方よりアドバイスをいただくなど、横の連携強化に努めております。

4番目の国歌斉唱、国旗掲揚、ラジオ体操の実施については、実施しております。ラジオ体操については、上但馬団地子供会で夏休みのラジオ体操が1度、伴堂自治会並びに子供会においても、昨年、ことしと実に工夫を凝らした内容において、2年連続夏休みに子供たちと自治会員の皆様でにぎやかに実施をしておられます。

3点目の「新都市計画とまちづくり」については、石見駅周辺整備では西石見地区の歩道未整備区間工事着手、都市計画マスタープランの策定を現在行っており、そのほかでは京奈和自動車道三宅インター並びに大和中央道が4車線で川西から三宅インターに

連結されるのを契機に、町づくりに取り組んでおります。

広域行政が連携した都市計画づくりにつきましては、山辺広域行政において、本部機能が設置されている天理署の消防庁舎新築へ着手、また磯城消防署の耐震診断の実施を私が提案し、現在診断中でございます。そのほか、来年度より田原本町の保健施設が健康づくり財団旧プール・運動施設部分を改造して移転するのをきっかけに、磯城郡3町にて合同、共同してできる事業がないか現在検討中であります。同時に、磯城郡休日診療所もこの施設へ移転となり、さらに広陵町の方々の受け入れもあわせ、新しい施設にて休日の医療をお受けいただく予定でございます。

4点目の「安心・安全なまちづくり」については、1つ目、住民すべてが支え合う町づくりの子供の安心・安全におきましては、三宅小学校耐震工事を完了させ、組合立ではございますが式下中学校の耐震工事を三宅町が事務担当時に第1期工事を完成させ、本年は川西町が事務局となり第2期工事を完了いたしました。また、三宅幼稚園におきましても、幼稚園舎において耐震補強が必要となることから、本年度耐震・大規模改修工事の実施設計を行い、来年の新年度予算にて実施すべく現在取り組んでおります。議員におかれましては、来年3月の新年度予算審議において、三宅町の将来を担ってくれる子供たちが安心して学校生活を送れるよう、ぜひご可決をいただきたいと思います。

2つ目の独居老人、高齢者世帯対策の強化においては、友愛チームなどの見守りを行っていただいている団体との連携、インフルエンザワクチン接種の助成、高齢者の買い物サービス、食事宅配サービスの情報提供、防災行政戸別受信機無料配付の開始をいたしました。

3つ目の災害に強い町づくりについては、町内自主防災組織を全自治会で組織していただけたこと、これが住民の皆様と行政の防災合同訓練の実施につながり、防災意識が持続、向上されてきたと感じております。また、防災倉庫の設置がなかった三河、屏風地区へ防災倉庫を設置し、国の防災無線デジタル化にあわせ防災無線機親機をデジタル化いたしました。防災用備蓄品の常備化、新商品の充実にも力を注いでおります。

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの1つ目、ものづくり、町おこし三宅については、商工会との連携でマウスパッドや印鑑パッドの作成、絵本・紙芝居・古代衣装の作成、天平の舞活動、あざさの池作成及び管理、木製ベンチの作成、スポーツフェスタや講演会の実施、野菜の販売など数多く挙げられます。

2つ目のみんなが集う居場所づくりにつきましては、あざさの花が咲く池の設置や木製ベンチの設置、（仮称）伴堂自治会館建設に対しまして公有財産の貸し出し、老人憩の家活動、解放会館・上但馬児童館の運営継続など、居場所づくりを行っております。

5つ目の「住民にわかりやすい情報公開」につきましては、開かれた行政実現を目指し、開示できるものについては開示を行っており、住民の皆様には町の行政の中身をもっとわかりやすくするために、公式ホームページや広報紙のデザイン変更や、わかりやすい表現にて情報発信に取り組んでおります。

以上の点から、私は町長就任以来、三宅町の発展のために全力を注いでまいりました。

議員お尋ねのマニフェストに基づいた達成度につきましては、おおむね達成できたと考えております。

評価につきましては、私自身が行うよりも、志野、よくやっているからさらに頑張れとか、また、まだまだやれるだろう、もっと頑張れなさいとかいう評価を住民の皆様からいただくのがよいと、このように考えております。

最後の町長選挙への再出馬につきましては、任期がまだ半年以上ございまして、震災、原発事故を初め本当に数多くの自然災害に見舞われ、これから交付税のあり方も含めた課題がたくさんございます。そのような厳しい状況の中で、平成24年度の予算作成にも着手し、まとめ上げていかないとなりません。まず住民の皆様の、そして三宅町発展のために私は全力を投入してまいりたいと、このように考えております。町長選再出馬につきましては、しかるべき時期が来ましたならばご報告をさせていただきたいと、このようにお答え申し上げまして回答を終わります。

○議長（梅本勝久君） 松田睦男君。

○7番（松田睦男君） 町長の物の考え方、よく理解できました。今の言葉を忘れず、町運営に当たっていただきたいというふうに思います。

再質問しようというふうに準備をしてみたいんですが、今あれだけ詳しく町長のほうから説明がありますと、それ以上のことは私は控えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 松田睦男君の一般質問を終わります。

---

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、5番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、行政無線の戸別受信機の活用についてであります。活用についてということですが、これは設置と言ったほうが正しいかもしれません。

現在の防災無線は、風の向きや戸締りの内容によって地元の住民から聞こえにくい、あるいは内容がはっきりと酌み取れないと、こういう苦情をよく耳にいたします。これらを解消できる防災行政無線戸別受信機を現在、希望者のみに配付されております。先ほどの松田議員の質問の中でも町長から一部説明がありましたけれども、この受信機配付対象者は5項目ありまして、おおむねまとめて指摘をいたしますと、高齢者のひとり暮らしの世帯あるいは身体障害者のおられる世帯の2項目に分けられると思います。これらの方が430名おられ、そのうち希望者は230名で、700台購入され、470台が今現在残っているというふうに聞いております。

今年度は範囲を広げ配付の予定というふうに聞いておりますけれども、三宅町防災行政戸別無線機の要綱には防災無線機の業務の要綱がありません。非常災害その他緊急時の通報は当然のことではありますけれども、その他に町の行政事務連絡あるいは他の公共機関または公共的団体等の連絡及び情報の通達、これらの項目も付加させ、三宅町全戸に配布し有効に活用すればと思いますが、いかがでしょうか。1台が4万円と伺っております。年次計画台数を定め、計画的に各自治会へ配布拡大してはいかがでしょうか。

隣接の川西町は、約20年の歴史があり、毎日そういう町の行政事務連絡を8時にやっているというふうに聞いておりますけれども、好評と聞いております。町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 5番、廣瀬議員の行政無線戸別受信機の活用につきましては、総務課長が回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 中川総務課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、廣瀬議員よりご質問のありました行政防災無線の戸別受信機の活用についてのご回答を申し上げます。

三宅町の防災行政無線は、昭和61年4月より三宅町無線局運用管理規程の定めにより管理運用を行っております。この市町村防災行政無線の利用については、本規程第9条

第3項第1項の防災行政用としてを基本に、その他目的外使用として、規程第10条第1項のとおり、電波法第52条及び電波法施行規則第37条によりまして使用事項を定められております。特に、人命の救助または生命、身体もしくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査もしくはこれらの現行犯人もしくは被害者の逮捕に関し急を要する通信で、他の電気通信系統によって当該通信の目的を達成することが困難である場合に限る場合や、地震、台風、洪水、雪害、火災その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における非常通信で、他の電気系統によって当該通信の目的を達成することが困難で、人命の救助、災害の救護、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる通信ができるとされています。

現在、三宅町におきましては、さきにお話しした定めによりまして管理運用を行っております。廣瀬議員ご指摘の町の行政事務や他の公共機関または公共団体等の連絡及び情報の伝達等については、緊急のものを除きまして使用はいたしておりません。

ただ、町では今年度より、災害時の情報通達手段の強化策といたしまして、議員ご承知のとおり戸別無線機の無料設置を開始いたしました。第1弾といたしまして、今回、一部の災害弱者の方を対象といたしまして、設置希望されました252名を対象として設置を行ったところであります。残る448台につきましても、引き続き災害弱者を優先としまして設置を考えております。最終的には、すべての世帯を対象といたしまして、希望される世帯への配布を予定いたしております。

今後、町防災行政無線への利便性や有効性が高まることや近隣市町村の動向から見まして、市町村防災行政無線の有効利用への関心はさらに高まるものと思われます。引き続きまして、安全・安心な町づくりのために防災行政無線の運用につきまして有効活用できるよう、利用基準の検討を今後行ってまいりたいと申し上げまして、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、中川課長のほうからおおむね回答をいただきまして、そしてまた将来的には三宅町全戸にそれを拡大すると、そういうふうにお聞きしたところであります。

本来、防災行政無線の戸別受信機というのは、非常災害その他緊急時の通報は当然のことではありますけれども、三宅町はおかげさまと申しますか、地震あるいは洪水等の

災害が今までの経験から希薄な土地柄であります。こういう通達はゼロにこしたことはありませんけれども、件数としては少ないというのは事実であります。よって、中川課長のほうから将来的な構想について一部触れられましたけれども、ぜひ町の行政事務連絡あるいは他の公共機関、これは自治会等が含まれるわけでありましてけれども、公共的団体等の連絡及び情報の通達等に活用する一工夫を私はやっていただきたいと、このように思っております。

よって、過日の振り込めの詐欺事件の注意の喚起や、あるいは小学生の通学時の安全確保、不審者の情報ですね。これら、あるいは町の確定申告の通達の案内、文化祭等の案内あるいは幼稚園、小学校等の体育祭、遠足等の安否の情報通達、これら安心・安全の町づくりの観点からもぜひ私は重要な機器であると、このように思っております。

よって、私がここで一般質問したからといって一気に解決するものではないと、このように思っております。これは当然、その予算の確保あるいは住民の同意と理解を得る必要があります。一般質問ですべてが進行するとは思いませんけれども、三宅町の自治会長連合会の会議あるいは議員の皆さんの署名を求めて町に対しての要望書を提出したいと、私はこのように思っています。双方の署名は非常に重いものであると私は認識しておりますけれども、署名を求め賛同していただいたとき町としてはいかがお考えなのか。

要するに、将来は全戸に配布すると、こういうふうにお聞きしましたけれども、それらの時期あるいはこういう防災あるいは緊急時の通達以外に町の行政事務連絡等にも拡大して使えないか、ここら辺についてもう一度ご回答いただけたらと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 再度のご回答という今、質問でしたが、回答といたしましては、先ほど総務課長が回答したその中にすべて網羅されているように私は思います。

ただ、私といたしましては、今、議員もおっしゃられたように、まず予算化をいたしまして、計画的に防災行政戸別無線機の町内配布に向けて全力で取り組んでまいりたいと、そして、あわせてその中で行政事務連絡についても要綱を定めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（梅本勝久君） よろしいですか。

○5番（廣瀬規矩次君） はい、できるだけ早い時期に。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬規矩次君の一般質問を終わります。

---

○議長（梅本勝久君） それでは、トイレ休憩ということで、11時ジャストから始めたいと思いますので、ちょっと休憩いたします。

（午前10時52分）

---

○議長（梅本勝久君） 再開いたします。

（午前10時57分）

---

◇ 中 尾 正 巳 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、4番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

中尾議員。

○4番（中尾正巳君） それでは、議長の許しを得まして一般質問させていただきます。

1つ、子育て支援について。

次代を担う子供たち自立した人間として心身ともに健やかに育ち成長することは、すべての両親の願いでもあります。そのために、21世紀の少子社会を迎え、安心して子供を育て、子供が健やかに成長できる社会を築くことは国民共通の願いでもあります。そのためには社会的な子育て支援の仕組みが必要であります。

近年、急速な高齢化と人口の減少が顕著になってきています。三宅町でも例外ではありません。そのためには子育て支援の一層の充実は急務と考えられます。財政が厳しい状況下ではありますが、三宅町の輝く未来を創造するため、子育て支援等の内容をお伺いしたい。

2点目、公園の見直しまたは新たな設置について。

高齢化、少子化が進む三宅町でも、これから若い世代が住みやすい町をつくっていかねばなりません。その対策の一つとして、町内の公園の見直しまたは新たな設置を検討する必要があると思われます。

公園は、町で生活する人々の憩いの場であり、町の景観を潤いあるものとしてくれます。また、騒音などの公害緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、生活環境として欠かすことのできない場所でございます。

町内には33カ所の公園がありますが、余り活用されていないように思われます。例え

ば、中央公園は滑り台やブランコがある場所は道路より離れており、見通しがよくないため、女性や子供が行くには少し不安があるのではないのでしょうか。また、町内の公園には幼稚園未満の小さい子供が遊ぶには危険な遊具が多く、小さい子供が転げてもけがをしないように地面を芝にする、小さい子供向けの遊具をふやすなど配慮が必要だと思われます。遊具の老朽化もあります。町としての考えを聞かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 副町長。

○副町長（出井雅史君） 中尾議員の子育て支援に係るご質問についてお答えするに当たりまして、議員におかれましては、暑い日も寒い日も雨の日も風の日も毎日、通学路におきまして子供たちの見守りを続けていただいております。中尾議員の次代を担う子供たちへの思い入れのお気持ちを感じておるところでございます。

それでは、回答に入らせていただきます。

子育て支援に関しましては、平成15年7月に国の児童育成支援対策推進法が制定され、本町では平成17年3月に三宅町次世代育成支援行動計画（前期）を、平成22年3月には三宅町次世代育成支援行動計画（後期）を策定し、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」の基本理念を掲げ、家庭はもとより学校、地域社会、各関係機関等が協力し、子供たちの健やかな成長を支え、子育てを支える取り組みを実施しているところであります。

さらに、ご承知のとおり平成23年3月には三宅町第3次基本構想が策定され、子育て支援の充実につきましては、子育てが楽しくできるよう若い親の定住促進、学童保育、子育ての地域のコミュニティーづくりの4点の重点的な取り組みの方向性が示されております。

次に、ご質問の支援等の内容につきましては、複数の課に関係いたしますので順次回答いたします。

まず、ご質問の支援等の内容のうち、健康福祉課での主な事業についてご説明いたします。

健康福祉課においては、妊婦相談や妊婦健診、訪問指導の充実を図り、安心して妊娠、出産を迎えることができるように、そして乳幼児期におきましては子供の健やかな成長、発達を促進するために乳幼児健康診査、予防接種の充実に努め、また保護者の子育て不

安を軽減し、よりよい子育てが行われるよう、子育て相談や教室を開催しております。

また、放課後児童の健全育成のため、また子供たちの安全・安心拠点の確保のため、つながり総合センターにおきまして学童保育クラブを実施しており、子育てと仕事の両立支援も行っております。

そのほか、障害のある子供を持つ家庭への支援や児童虐待対応など、さまざまな環境、また状況下に置かれている子供たちに対する支援についても、各関係機関と連携を図りながら推進しているところでございます。

続きまして、教育委員会では、生涯学習の一環として、子供を持つ母親を対象とし、望ましい子育てについて親の知識理解の普及を図るということで、家庭教育学習サークルの活動を実施しております。

最後に、三宅幼稚園では、2002年に次世代育成事業として子育て支援センタースマイルを開設しました。以来、未就園児親子が集まって親子で遊ぶ楽しさを体験してもらい、親子ともに友達づくりをするふれあい広場の開催や、子育てサークルの育成・支援、保育室の自由開放日や園庭開放日などを企画しております。

また、幼稚園の通常保育時間は2時までですが、通常保育時間外の4時半まで園児をお預かりする預かり保育や、幼稚園の休園日などに半日または1日保育を希望される家庭、未就園児家庭を対象にした一時保育などの事業も行っております。そのほか、保護者から子育てを初めとする悩み相談も受けております。

家庭を支えていくことが園の役割になってきている今日、子育て支援、親支援、家族支援は虐待を未然に防ぐための大切な取り組みでもあると考え、今後さらに充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

続いて、2点目のご質問である公園の見直しまたは新たな設置については、産業建設課長が回答いたします。

○議長（梅本勝久君） 産業建設課長。

○産業建設課長（岡本豊彦君） 中尾議員の公園の見直しまたは新たな設置についてのご質問にお答えいたします。

子供は、遊びを通してみずからの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面等が成長するものであり、また集団の遊びの中で自分の役割を確認する等、遊びを通してみずからの創造性や主体性を向上させていくものと考えられております。このように、遊び

はすべての子供の成長にとって必要なものであるとされており、そういった意味で遊具等は多様な遊びの機会を提供し、また公園は遊びの場所を提供し、子供の成長に役立つものであると考えております。

現在、三宅町内には33カ所の公園があり、そのうち22カ所については各自治会へ樹木剪定、除草等の公園維持に係る指定管理を行っております。

次に、公園内の遊具等の種類としては、各公園によって違いはあるものの、街区公園、児童遊園についてはおおむねブランコ、滑り台、鉄棒、砂場等、緑地公園についてはベンチ等であり、設置目的によりそれぞれ幼児が遊ぶべきもの、小学生が遊ぶべきもの、幼児・小学生とも遊べるもの、大人を含めた利用者が憩うものなど、幼児から小学生だけでなく、広い年齢層に利用していただいております。

ご質問の新たな公園の設置については、厳しい財政状況の中で計画はしておりませんが、現状の公園を維持管理していく上で特に遊具等については安全を第一としなければなりません。そうしたことから、専門事業者による安全点検を毎年実施し、目視、触診、打診等による遊具の変形や異常の有無及び劣化、老朽の状況を調べるとともに、必要な箇所等を実施しております。また、幼児の利用に際しては保護者が同伴していることが前提となっていることから、これら保護者を初めとして地域住民と連携しながら、ハザードの発見や事故の発生防止などに対応してまいりたいと考えております。

なお、今後においても公園の利用者に事故なく楽しく遊べるように、遊具の点検を初め公園内の環境整備につきましても十分配慮し、適切な維持管理が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（梅本勝久君）　どうぞ、中尾議員。

○4番（中尾正巳君）　子育て支援についての回答はそれで結構です。

そして、公園の見直しまたは新たな設置についての質問をいたします。

この質問は、私のほうで、若いお母さん方の話では、町内では幼い子供が安心して遊ぶ公園がないということで聞いております。例えば、隣の川西町のふれあいセンターの隣接に唐院運動公園がございます。公園の周囲はフェンスで取り囲んでおり、また園の地面は一面芝生で、安全な状況でございます。遊具についても幼い子供が使用できるように設置されており、親としては安心して子供を遊ばせることができると言っております。三宅町のお母さん同士が集まり、子供と一緒に安心してこの公園を利用していることが今の現状でございます。

先ほど財政が厳しいと言っておられましたが、私は現在の既存の公園に対して新たに芝生でも植えていただいたらどうかというような考えであります。その点、町のほうでちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 岡本産業建設課長。

○産業建設課長（岡本豊彦君） ただいまのご質問でございますけれども、町内の公園についてはごく一部を除きまして基本的に芝生化ということでなっております。遊具の下については芝生化になっております。

ただ、その芝生については少し傷んでおり、現在、芝生が枯れたような状況になっているというところもございます。そういった意味で、芝生化というようなことですが、今後、そのことも含めまして公園の維持管理につきまして適正に管理してまいりたいと、また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 中尾議員の一般質問を終わります。

---

◇ 植 村 ケイ子 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、2番議員、植村ケイ子君の一般質問を許します。

○2番（植村ケイ子君） 指定管理者制度の総まとめとしての再々質問をさせていただきます。

1点目、体育館、運動場等の指定管理委託料の経費について、過去の決算書を見ますと、平成21年度約763万円、平成22年度約800万円、その内訳は、臨時職員等の人件費約350万円、体育施設費約450万円でした。この金額から見て、指定管理運営費用は約800万円で可能ではないかと思われます。しかしながら管理委託契約金額は1,070万であります。本契約の見積もり上限設定価格は1,100万でした。この事実を踏まえ、再々質問します。

以前に、資料の一部は意思形成過程における行政内部での自由で十分な意見交換等が妨げられるものであり、答弁を控えさせていただくと回答をもらっていますが、町長は当然、住民の利益を考える代表者だと私は思っております。町議会もまた、住民の利益を保護する機関だと認識しております。

体育館、運動場等の管理運営の経費が過去の決算書では約800万円程度であるのに、約300万円も上乗せしてなぜ見積もり上限設定価格が1,100万円になったのか、明確な回答をお聞かせください。

2点目、体育館、運動場等の指定管理に関することは、教育委員会の担当だと私は認識しています。さきの岩井教育長が退任される際の発言の要点を読み上げます。教育行政は一般行政から独立したものであると教わってきたことを覆すような環境のもとでの執務は、私の気力、体力、説得力、記憶力等々あらゆる力が限りなくゼロに近づき、腹を立てる元気もうせてしまいなどなどという発言をされ、退任されました。さきの教育長はさぞかし悔しかっただろうと察するに余りある思いです。

教育行政は、一般行政から独立したものであります。安易に一般行政が介入すべきではないと考えますが、町長はどのようにお考えですか、手短にお答えください。

福祉施設あざさ苑について。

(1) あざさ苑の運営形態について確認します。

指定管理者制度の適用は平成18年4月以降から実施されていますが、平成23年度、社会福祉協議会に対しては、指定管理料4,200万円、運営補助金1,138万円、合計5,338万円が歳出されています。この金額は、町の自主財源約7億円の8%です。

町は、財政状態において、歳出の固定化を示す経常収支比率で県内でも悪いほうの上位です。このような非常事態において、町長みずからが理事長を務める三宅町社会福祉協議会への歳出を圧縮する方策を考慮するのはむしろ当然だろうと考えます。

そこで、当該施設の指定管理料について質問します。①平成18年度以降の年度別指定管理料を教えてください。②平成24年度は契約更改年度です。指定管理者の募集をしていますが、見積もり上限設定額を教えてください。

(2) 関連して、当該施設内の三宅町デイサービスセンターの指定管理契約について確認します。

当該施設は、受託事業所が利用料金を徴収し収支を図っているため、町は指定管理料をゼロ円とする、収支のいかんを問わず補てんも返還要求もしない、このような前回の回答だったと思います。つまり、場所を無料で貸すから町民に有料で介護保険サービスを提供してください、採算は受託事業所が計算して料金を設定してくださいというように感じられる人もいるように思われます。その利用料金は介護保険が適用されています。

そこで、当該施設の運営について質問します。①当該施設の利用料金の決定プロセスを教えてください。②結局は受託事業所の採算を町が保証しているということではないのですか、町長の見解をお聞きします。

子宮頸がんワクチンについて。

子宮頸がんは、女性の命はもちろんのこと、妊婦や出産の可能性まで奪ってしまい、生活や人生に大きな影響を及ぼす病気です。しかし、原因やがんになる過程がほぼ解明されていて、予防接種で予防できるがんだと聞いています。

まず、確認します。接種の対象について、中学1、2、3年生及び高校1、2年生に相当する女子（平成23年7月20日より、供給量の確保によって中学3年生以下のすべての女子を対象にする）、接種の回数について、6カ月間に3回、自己負担金について、接種1回につき1,500円、3回接種で4,500円、以上のように理解していいのでしょうか。

その上で、国は平成22年11月26日以降、平成23年度末日まで接種の助成を行ってきていますが、平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げと聞いています。町は平成22年度、23年度とワクチン接種を実施してきていますが、国の動向を踏まえ、今後、子宮頸がんワクチン接種についてどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 植村議員さんの体育館、運動場の管理運営の経費がなぜ見積もりより上限設定価格が1,100万円になったかのご質問であります。1点目のご質問でご提示された金額につきましては正規職員の人件費が積算されていない金額であります。以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 議員のご質問では安易に一般行政が介入すべきでないのご発言でございましたが、確かに教育委員会の制度といたしましては、首長の権限の集中を防止するために独立したものであります。しかし、その独立性を主張する教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものであり、この時点で、ある種の方が首長と同じであると、このように言えるのではないのでしょうか。

また、このような質問を行うに当たり、当然、議員も地方教育行政の組織及び運営に関する法律を熟読されていると思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3章、教育委員会及び地方公共団体の長の職務の権限として、長の職務権限第24条「地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。」とございます。第24条1では大学に関する事、第24条2では私立学校に関する事、第24条3では教育財産を取得し、及び処分すること、第24条4では教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、第24条5では前号に掲げるもののほか、教育委員会

の所掌に係る事項に関する予算を執行することと書かれています。

さらに、職務権限の特例として、第24条の2では「前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し及び執行することができる。」と、このようにございます。その内容といたしましては、1つ目、スポーツに関すること、2つ目、文化に関することでございます。

また、日本における教育行政は、戦前戦後、特に第二次大戦後は教育行政の民主化、地方分権化、一般行政との機能分離を目指して組織され、運営されてきた経緯があります。中央においては文部科学省が直接教育行政を担当する機関であるが、内閣も教育行政に寄与し、地方教育行政では、先ほど述べたように地方公共団体の長にも一定の権限を付与されています。

以上のことから、制度として独立はしているが、それは完全分離ではなく、地方公共団体の長の権限が及ぼす部分が当然そこに存在します。加えて言うならば、教科書がどうの、また先生の方針がどうのとの教育の部分に対して少なくとも私が影響を与えた覚えはなく、唯一考えられるのは、子供たちにもっと夢を持ってほしいとの思いから小学校で夢先生事業を開始していただいたことかと思います。

議員が言う独立や介入すべきでないということに対しましては、私は権限の範囲での職務執行であり、当然私に与えられた権利の行使だと考えております。

続きまして、福祉施設あざさ苑についてと子宮頸がんワクチンにつきましては、健康福祉課長が回答申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 東浦健康福祉課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） それでは、植村議員のあざさ苑の指定管理等に係るご質問についてお答えいたします。

まず、あざさ苑の運営形態に係る質問中、平成18年度以降の指定管理料につきましては、平成18年度は4,036万2,000円、平成19年度は3,798万円、平成20年度は3,772万5,000円、平成21年度は3,770万9,000円、平成22年度は3,995万円で、平成23年度は4,200万円となっています。

次に、指定管理者募集に関する指定管理料の上限額については設定いたしておりません。ただし、指定管理仕様書の中で平成23年度指定管理料予算額として4,200万円を記載いたしております。

続きまして、三宅町デイサービスセンターに係る質問中、利用料金の決定プロセスということにつきましては、当該施設での利用料金の収入としましては、介護保険法により定められた居宅介護サービス費等でございますので、厚生労働大臣が定める基準その他法令等に定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て利用料金を定めることとなります。

次に、受託事業所の採算を町が保障しているとのこと質問でございますが、9月の定例会でもお答えいたしましたように、当該施設はその立地条件や性格上、利用料金のみで収支バランスを得やすいとの判断から利用料金制を適用しておりますが、決して採算を保障しているものではございません。利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じましても町からは補てんは行わないということでございます。

続きまして、子宮頸がんワクチンに係るご質問についてお答えいたします。

まず、確認されております接種の対象等につきましては、初年度につきましては、植村議員が述べられたとおりでございます。

さて、国の事業期間の平成22、23年度以降の事業の実施についてはどうかという質問でございますが、植村議員が言及されておりますとおり、国・県の動向並びに近隣市町村の状況及び町の財政状況を勘案し、検討してまいる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 指定管理のほうで再質問させていただきたいんですけれども、正規職員の人件費が積算されていないということであつたんですけれども、この人件費は幾らなんですか。それで、その職員の業務は体育館管理業務がすべてだったのですか。

それと、町長の先ほどの教育行政とあれの分でちょっとだけお聞きしたいんですけれども、体育館と運動場の件において町長みずから積算されたということはないでしょうか。

それと、あざさ苑の再質問なんですけれども、デイサービス利用料金は1日1人約1,000円から1,200円ぐらいと聞いています。1日の利用なさる方は30人から35人ほど、介護保険制度の利用金額は1人1万円から1万2,000円だと思うので、それに掛ける30人から35人、1日の収入は約30万から35万と推測されますよね。ここでこのまま指定管理料金がゼロ円であれば、先ほど渡辺議員もおっしゃっていたんですけれども、あざさ苑内の施設の老朽化に伴う修理等についてはどのようにお考えなのか。

また、先ほど東浦課長の回答にもありましたように、町に還元していただくということとはすごくいいことやから、更新時に早急に案を練られて組み入れしていただいたらどうでしょうか。

それと、子宮頸がんの分については、国の決定に基づくんですけれども、町単独でも継続してほしいと思いますし、町のほうから国のほうにも一応働きかける努力はしていただいたらどうでしょうか。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 正規の人件費等の質問からですけれども、議員の言う800万円が正解でありまして、町は300万円も上乗せして価格設定をしているという根拠は、私、ちょっと一体何なのか、前回、前々回から不思議で仕方がありません。ということから、私も一方的な質問を受けてばかりでは議論にもなりませんので、私のほうから幾らか質問しながら回答をさせていただきたいと思います。

まず1点目、議員は、体育館を指定管理制度を活用して指定管理に出すまでに、あの体育館にどのような雇用の職員が何人いてたかというのはご存じなんですか。まず1点目、どうですか、ご存じですか。

○2番（植村ケイ子君） 今言うんですか。後でいいんでしょうか。一問一答でいきますか。

○町長（志野孝光君） 一問一答というか、ご存じなかったらお答えさせていただきますけれども、続き。ご存じですね。

○2番（植村ケイ子君） そしたら、一応わかっているつもりですけれどもどうぞ。

○町長（志野孝光君） そうですか。わかっておられるんですね。一応そしたら回答を続けます。

当時、50代後半の正規職員が1名、臨時職員が1名、パート職員が1名在職しておりました。臨時職員とパート職員においては、週のうち大体半分・半分程度勤務しておられたように思います。

それでは続けます。その方々が先ほど再質問でもおっしゃられた管理だけがすべてかというご質問でもございましたように、その方々がどのような仕事に携わっておられたかご存じですか。わかっておられますか。

○2番（植村ケイ子君） はい。

○町長（志野孝光君） 50代後半の正規職員、この臨時職員、またパート職員においては、

質問の回答といたしまして、体育館の諸行事、また関連事務、施設の維持に当たっております。この50代後半の正規職員、臨時職員、そしてパート職員に支払っておったトータルの人件費で申し上げますと約1,100万円でございます。そこに議員が1回目で質問されました体育施設費用約450万円を加えますと、約1,550万円の費用が体育館行事、また関連事務、施設の維持に投入されていたことになります。

さらに加えて言うならば、私が就任前の体育館には50代半ばの正規職員1名、30代後半の正規職員1名、フルタイムの臨時職員1名のメンバーが先ほど申しあげましたようなよく似た事務、職務の内容に携わっております。このことから、人件費につきましても、指定管理に出すまでに1,100万円、そして過去においてはそれ以上の驚くような人件費が体育館に投入されていたというように私は思いますが、議員はどう感じられますか。合うてますか、それで。職務が1,100万、またそれ以上の人件費が張りついていて、ああこれでうまいこと回ってるなというふうにお感じになられますか。

○2番（植村ケイ子君） 私は今のことを聞いているだけで、前という形のことはここで仕事もしていなかった……

○町長（志野孝光君） 改革ですからね。順序を追って改革しておるというのをご理解いただかんとだめやと私は思います。

私が計算いたしますと、人件費の部分と議員の言う体育施設費を合わせて約1,550万円、これが議員の言う800万円の部分に当たるんじゃないかと私は思います。どうでしょうか。

○2番（植村ケイ子君） あとの答えは。

○健康福祉課長（東浦一人君） 続きまして、デイサービスセンターのご質問が植村議員さんからございましたので、回答させていただきます。

公の施設の老朽化に備えて、設置者たる自治体の責任で改修や修繕に備えるべきだというご意見ということで承りまして、回答させていただくわけでございますが、改修や修繕の費用につきましては現在も指定管理者に求めているところでございますが、次期の指定期間におきましては、先ほど渡辺議員さんのご質問にもありましたように、リスク分担によりまして費用負担の明確化を行っているところでございますので、ご了承いただきたいと思います。

今後、指定管理者の利用料金制度のもとでの収益につきましてどのように還元させていくのかという再度の植村議員からのご質問でございますが、先ほど渡辺議員からの総括質問にもお答えしましたように、今後のあり方としましては、同じ回答となりますが、

次回の公募までにこれまでの運営実績、同種類似施設の収益等を勘案し、公募の際に本町から具体的な収益の還元内容等を提示したり、応募者より収益の還元内容等を提案させることができるよう、検討の上実施してまいりたいということで回答いたしておりますので、同様とさせていただきたいと思います。

次に、子宮頸がんにつきましては、町単独でも継続はどうかということでございますが、先ほど植村議員からご指摘がありましたように、国や県の動向、近隣市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国等への働きかけをせよとのことでございますが、これは町村会とかを通じまして、もちろん町長のほうからも知事等を通じて国のほうへも要望を上げさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 積算についての回答がちょっと抜けておりました。申しわけございません。

先ほど1回目でも回答を申し上げました長の職務の権限の中で、第24条の3で教育財産を取得し、及び処分すること、続いて第24条の4においては教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、続いて第24条の5では同じく所掌に係る事項に関する予算を執行することの部分について、当然、長としての方針決定または職員との打ち合わせ、出てきたいろんなプランの検討、改善等は私の職務の範囲であると考えております。

費用については、いつか忘れましたが、よく似た質問の回答の中で予算の組み立ての中で回答を既にさせていただいておると記憶しております。

○議長（梅本勝久君） どうぞ、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 今、町長からご回答いただいているんですけども、私が6月議会、一番初めのときに削減幾らかと聞いたときには、そういう詳しい返事はしていただけずに、220から三百幾らだったか、そういう回答をいただいたんです。でもこれ、正規職員の人件費を入れた金額と指定管理料で比較するとするならば、保健体育事業で今まで体育館で全部行われた業務がほとんど指定管理に委託したという考えになりますか。

それと、私が9月議会で教育委員会に体育館関連の業務が残っていますかとの問いに、施設管理以外のほとんどの事業を教育委員会事務局が行っているという回答をいただいたと思っています。比較するとするならば指定管理料とそれらの事業をあわせて比べな

ければならないと思うのですが、どうでしょうか。

指定管理として委託している業務に係る経費と町が直接行った場合の経費の差についての私の質問の回答になっていないんじゃないでしょうか。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 続けて回答させていただきます。

私は、町長就任以降、平成18年から始めました集中改革プランを引き継ぎまして実行してまいりました。5年間の期間で策定されました第1次の集中改革プランといいますのは、税収減、また交付税の急激な減少の中で経費削減に重点を置いたものであると、このように認識して実施してまいりました。

就任後、しがらみのない考えで物事を見聞きし、判断し、行政運営に努めながら、まだまだ改善できる部分を自分なりに洗い出し、改善、改革に取り組んできたつもりでございます。その中の一つが三宅町体育館のあり方の検討でありまして、先ほどお話しした三宅町の体育館に実際これだけの人が必要なのかというような本当に単純で純粋な疑問からこの取り組みを始めたわけでございます。

このように、改革プランの経費の削減においても私が思うに大いに寄与する取り組みに対しまして、議員はある経費の部分の話を例に出しまして、800万円が正しく、300万円の金額が上積みされたような話をなされますが、体育館を指定管理に出す前の人件費が約1,100万円、それに議員が言う体育施設費が約450万円、合わせて約1,550万円という数字が、先ほども言いましたように、議員がおっしゃる800万円に当たる部分、これが約1,550万円ではないかと私は考えております。

費用の削減についての再質問について回答いたしますと、先ほど言いましたように、過去の取り組むまでの人件費と議員の言う施設設備費、合わせて約1,550万円から体育館の指定管理費1,070万円を差し引きますと約480万円となります。そこから現在の事業を引き続き実施している教育委員会におります臨時職員の今年度の経費約250万円を丸々そのまま差し引きましても約230万円の経費削減となります。

しかし、私が思いますのに、この臨時職員が1年間ずっと前の体育館行事の仕事で手いっぱいとはとても考えられません。その間に効率的にその職員に対してほかの事務の仕事を与えなければならず、事業に対しては1人分の約7割という計算をするならば、経費削減率は約305万円、この臨時職員の人件費を半分で計算するならば約355万円の削減効果があると私は考えております。削減効果のあるこの取り組みに対して300万円もの

上乘せをしてというのは、到底考えられない数字でございます。

以上で回答を終わります。

○議長（梅本勝久君） 植村議員の持ち時間はもう既に来ております。

何か尋ねたいことがあれば手短に、一言だけ。

○2番（植村ケイ子君） あと3分間だめですか。

○議長（梅本勝久君） 46分で終わりの予定、持ち時間でございますが、手短に、それでは許します。

○2番（植村ケイ子君） はい、3分ちょっとお願いします。

現在の体育館を見てみますと、貸し館業務とわずかなスポーツ教室が行われている状況だと聞き及んでおります。これまで教育委員会が直接管理していた状況では、サイクリング、ハイキング、スポーツ大会の毎年行われていたものが現在は行われていない寂しい状態だとも聞いています。保健体育事業の後退と言っていいのかわからないんですけども、今の状況ならば施設管理委託で十分で、指定管理の必要はなかったんじゃないかなという私の考えがあるんです。

それと、スポーツ並びに町長は体育館の指定管理の指定の提案説明のところでいろいろおっしゃっていただいて、把握はしているんです。だから、指定管理の本来の目的である経費削減、民間活力の導入による地域のスポーツの活性化に近づけるために、今後の行政指導に期待しておきます。

○議長（梅本勝久君） 町長、手短にお願いします。

○町長（志野孝光君） サイクリング、ハイキングにつきましては、先ほどから申しますように事業として教育委員会に持ってきた事業でありまして、体育館指定管理の事業とは全く関係ございません。

○議長（梅本勝久君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

---

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることといたします。

町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第4回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例議会に補正予算案5件、条例の制定及び改正案3件、指定管理者の指定6件、人事案1件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後とも町政の発展のため、議員皆様方には一層のご理解並びにご協力をお願い申し上げますとともに、年末を迎え何かと忙しい時期ではありますが、ご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君） 閉会に当たりまして、一言皆様にお礼を申し上げます。

4月、任期満了に伴う選挙により選出され、本第4回の12月定例会まで、議員の皆様にご協力をいただきまして無事議了することができました。心から厚くお礼を申し上げます。

年末に向かい寒さが増していきますが、どうか体をご自愛いただき、よい年を迎えられますようお願い申し上げます。

また、新年4日が初出式でございます。健康に留意していただき、皆さんこぞってお会いできることを祈念いたしまして、私のごあいさつといたします。本日はご苦労さんでございました。

以上で平成23年12月三宅町議会第4回定例会を閉会します。

（午前11時51分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成    年    月    日

議                    長

署   名   議   員

署   名   議   員